

介護予防・日常生活支援総合事業 (総合事業)について

- ・ 指定介護予防訪問・通所
介護事業所向け説明会資料

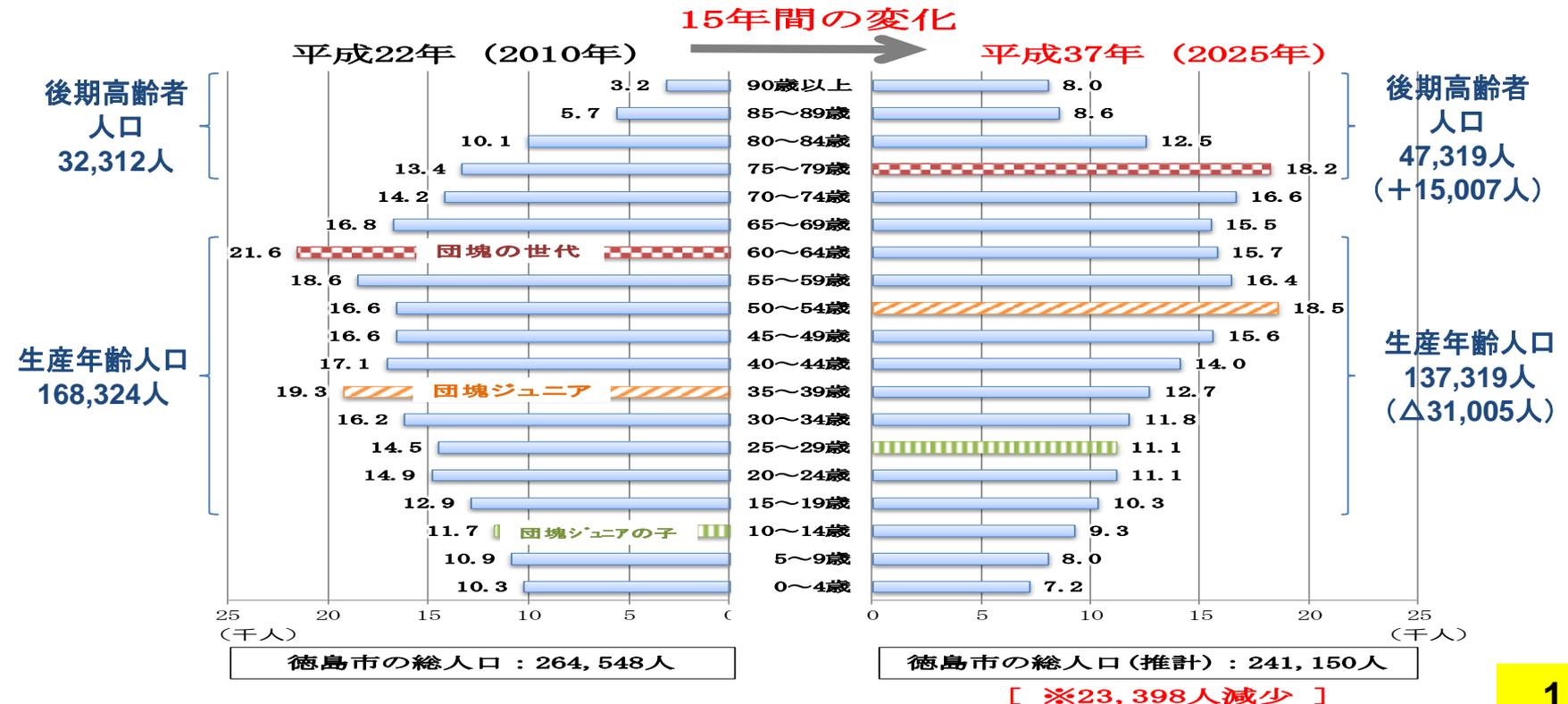
平成28年11月

徳島市役所 介護・ながいき課



1. 背景(ニーズの増大と担い手の減少)

- ◆ 要介護リスクが高まる後期高齢者(75歳以上)人口は、今後2025年に向けて増加し続ける一方、生産年齢(15-64歳)人口は継続的に減少傾向にあり、そのギャップは拡大し続けている。
- ◆ ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯の増加に伴い、介護予防や日常生活支援のニーズは、高齢者人口の増加以上に、急速に高まることが予想される。
- ◆ 在宅介護のニーズが高まる中、担い手である専門職等の数は不足が見込まれている。
(厚労省の推計では、2025年度における介護人材は全国で約38万人不足するとの見込み)
- ◆ これらの困難な状況の中、介護保険制度をいかに持続していくかが大きな課題であり、団塊の世代全員が75歳以上となる2025年に向けて、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続するための仕組みづくり(地域包括ケアシステムの構築)が必要。



2. 「介護予防・日常生活支援総合事業」とは

介護保険法第115条の45第1項より

「市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、要支援認定者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを旨とするもの。」

介護や生活支援を必要とする高齢者や、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増える中、生活の継続に必要な買い物や掃除の支援、高齢者が生きがいを持って参加できる活動が、これまで以上に必要になると見込まれます。

このため、従来のホームヘルプやデイサービスだけでなく、住民が実施する取り組みも含めた、多様な担い手による高齢者の支援体制を、地域の中に作っていくことが必要になっています。

自分らしく地域で暮らし続けるためには、一人ひとりができる限り介護予防に努めるとともに、地域や家庭の中で何らかの役割を担いながら生活することが大切です。また、役割を担うことは介護予防にもつながります。

こうした住民の皆さんの参加による、幅広い支え合いの地域づくりを推進するため、徳島市では、平成29年4月1日から、介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)を実施します。

事業開始当初は、基本的に既存サービスをそのまま移行するという考え方です。
平成29年度以降、事業の拡充について検討を進める予定です。



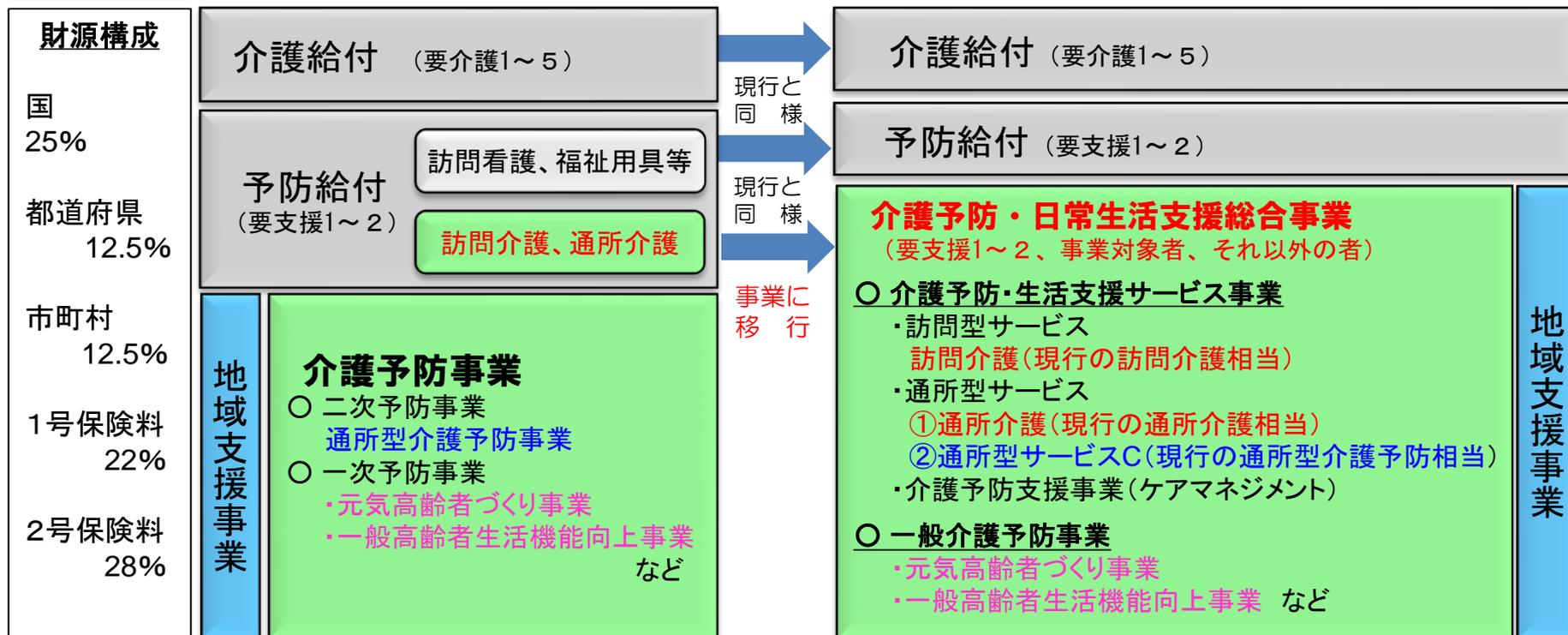
2. 「介護予防・日常生活支援総合事業」とは

- 構成は、「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」の2本立て。
- **H26の介護保険法改正**により創設された制度。**すべての市町村がH29.4までに実施**する。
- 介護予防給付のうち**介護予防訪問介護及び介護予防通所介護**は、新たに訪問型サービス、通所型サービスとして介護予防・生活支援サービス事業に位置づけられる。
- **総合事業は介護保険制度の中に位置づけられた事業**であり、公費投入割合といった財源構成は従来と変わらない。

徳島市版

<現行>

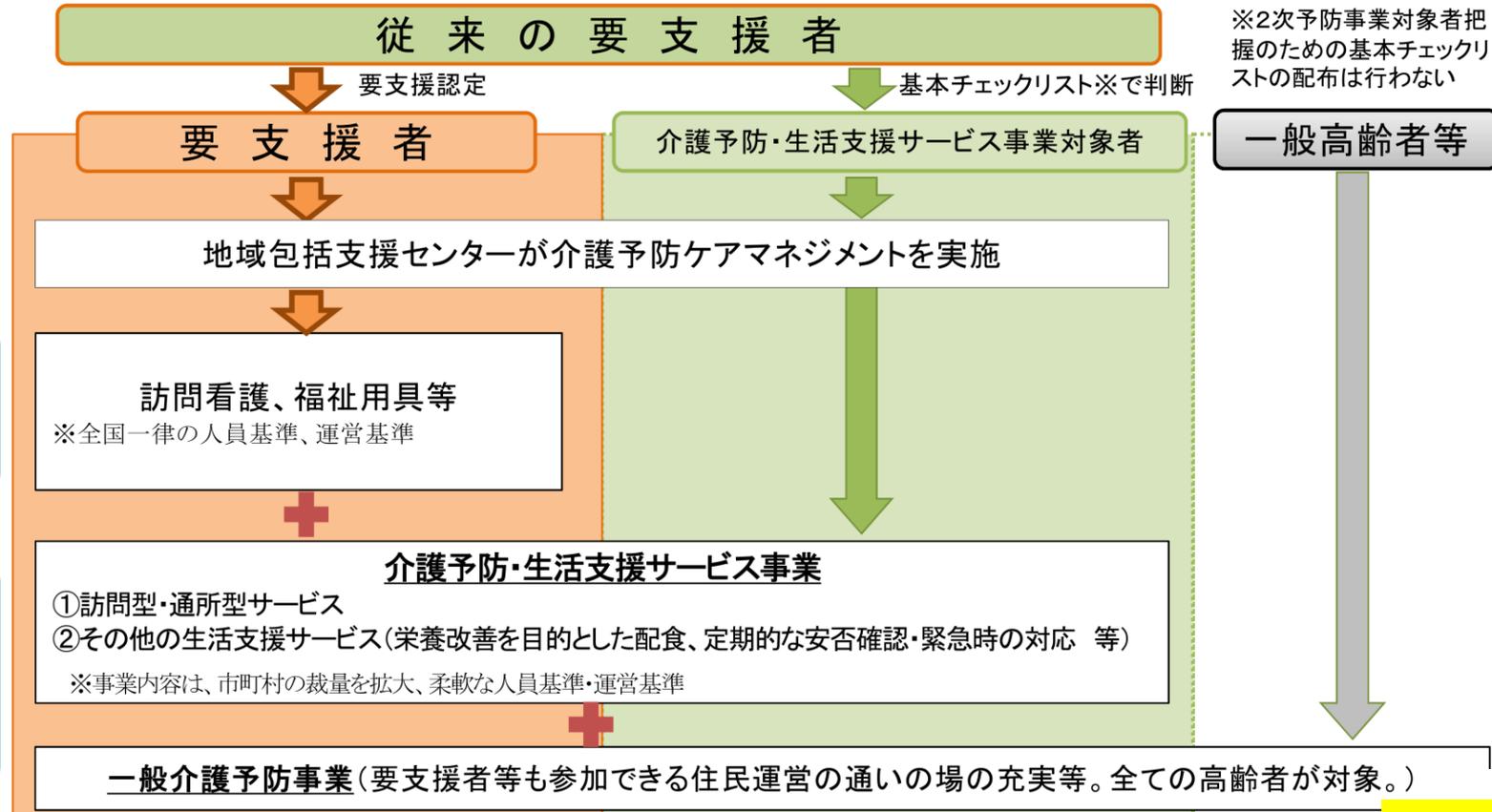
<総合事業移行後>



【参考】総合事業の概要

第1 総合事業に関する総則的な事項

- 訪問介護・通所介護以外のサービス(訪問看護、福祉用具等)は、引き続き介護予防給付によるサービス提供を継続。
 - 地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントに基づき、総合事業(介護予防・生活支援サービス事業及び一般介護予防事業)のサービスと介護予防給付のサービス(要支援者のみ)を組み合わせる。
 - 介護予防・生活支援サービス事業によるサービスのみ利用する場合は、要介護認定等を省略して「介護予防・生活支援サービス事業対象者」とし、迅速なサービス利用を可能に(基本チェックリストで判断)。
- ※ 第2号被保険者は、基本チェックリストではなく、要介護認定等申請を行う。



介護予防給付

総合事業

3. 徳島市における総合事業のサービス内容について(概要)

訪問型サービス・通所型サービス

I. 現行の介護予防訪問介護・介護予防通所介護相当

現行の介護予防給付に相当するサービスで介護事業所が実施主体。
指定基準、サービス内容、報酬、加算等について現行の予防給付と同等。事業所指定の方法により実施。

II. 緩和した基準によるサービス

現行の介護予防給付の基準を緩和したサービスで介護事業所等が実施主体。**平成30年度以降実施予定。**

III. 住民主体による支援

現行の介護予防給付の基準をさらに緩和したサービスで住民主体の取り組み。**平成30年度以降実施予定。**

IV. 短期集中予防サービス(通所のみ)

現行の二次予防対象者向け介護予防事業に相当するサービス。
専門職(PT,OT等)により3か月1クールで運動機能や口腔機能の向上を図る。委託事業として実施。

介護予防ケアマネジメント

平成29年度はAとCのみ実施。

介護予防支援相当のサービスで、原則、地域包括支援センターが実施。(居宅支援事業所へ再委託も可。)

○ケアマネジメントA: 介護予防支援と同等のサービス。要件・単価も同等。

○ケアマネジメントB: Aからアセスメント頻度、サービス担当者会議を緩和した類型。単価はAより廉価。

○ケアマネジメントC: 初回のみでのケアマネジメント。単価はBより廉価。

一般介護予防事業

元気高齢者づくり事業、一般高齢者生活機能向上事業 など

4. 総合事業のサービスの種類(訪問型サービス)

訪問型サービスについて ※1単位10円

サービス種別	総合事業において実施される 旧来の介護予防訪問介護相当のサービス
サービス内容	訪問介護員による生活援助等
対象者と サービスの考え方	要支援1、2の人 要支援(介護)認定更新時に切れ目なく事業対象者となった人
実施方法	事業所指定
人員基準	旧来の介護予防訪問介護と同様
設備基準	旧来の介護予防訪問介護と同様
運営基準	旧来の介護予防訪問介護と同様
単価	単価は旧来の介護予防訪問介護と同様 訪問Ⅰ 1,168単位 / 訪問Ⅱ 2,335単位 / 訪問Ⅲ 3,704単位 ※ただし、1回あたりの報酬単価を新たに設ける ※加算 ①初回加算 200単位/月 ②生活機能向上連携加算 100単位/月 ③介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)8.6% (Ⅱ)4.8% (Ⅲ)(Ⅱ)×0.9 (Ⅳ)(Ⅱ)×0.8

通所型サービスについて 1/2

サービス種別	総合事業において実施される 旧来の介護予防通所介護相当のサービス
サービス内容	旧来の介護予防通所介護と同様のサービス
対象者と サービスの考え方	要支援1、2の人 要支援(介護)認定更新時に切れ目なく事業対象者となった人
実施方法	事業所指定
人員基準	旧来の介護予防通所介護と同様
設備基準	旧来の介護予防通所介護と同様
運営基準	旧来の介護予防通所介護と同様
単価 ※1単位10円	単価は旧来の介護予防通所介護と同様 要支援1 1,647単位 / 要支援2 3,377単位 ※ただし、1回あたりの報酬単価を新たに設ける ※加算 ①生活機能グループ加算 ②運動機能向上加算 ③栄養改善加算 ④口腔機能向上加算 ⑤選択的サービス複数実施加算 ⑥事業所評価加算 ⑦サービス提供体制加算 ⑧介護職員処遇改善加算

通所型サービスについて 2/2

サービス種別	通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム(3カ月1クールの短期間で実施)
対象者とサービスの考え方	要支援1、2の人及び全ての事業対象者のうち、ADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケース 等
実施方法	委託 (サービス提供者は保健・医療の専門職)
人員基準	内容に応じた市の独自基準
設備基準	内容に応じた市の独自基準
運営基準	内容に応じた市の独自基準
単価	実績に応じ、委託料として市から事業所へ直接支払。 ※1回あたり1,700円程度を想定(現在調整中) ※利用者負担は基本的に無料 ※送迎費のみ自己負担(300円程度)

5. 総合事業における事業所指定について

総合事業に係る事業所指定は徳島市が行う。H30.3までは、3種類の指定が存在。

- 総合事業における事業所の指定権者は徳島市。新規指定申請、更新申請、変更届、加算届等の届出は徳島市に対して行う。
- H30.3までは、介護給付、介護予防給付、総合事業の3種類が並存することになるので、事業所の指定も3種類が存在する。そのため、例えば指定内容が変更になった際の変更届については、介護保険給付と介護予防給付に係る変更届は徳島県、総合事業に係る変更届は徳島市に届け出ることになる。総合事業に係る各種届出の様式等は別途示す。

提供するサービス		必要な事業所指定	指定権者 (指定申請等提出先)
介護給付	訪問介護	指定訪問介護事業所の指定	徳島県
	通所介護	指定通所介護事業所の指定	徳島県
	(地域密着型通所介護)	(指定地域密着型通所介護事業所の指定)	(徳島市)
予防給付	介護予防訪問(通所)介護	指定介護予防訪問(通所)介護の指定	徳島県
総合事業	旧来の介護予防訪問(通所)介護相当のサービス	総合事業の訪問型(通所型)サービス事業所の指定	徳島市

- ◆ 徳島市に対し総合事業の訪問型(通所型)サービス事業書の指定申請を行っていない事業所については、徳島市がH29.4に総合事業へ移行した後、徳島市の被保険者等に対し総合事業のサービスを提供することができなくなるので注意が必要。(※みなし指定を受ける事業所を除く⇒10頁参照)

5. 総合事業における事業所指定について

総合事業における事業所指定は、徳島市の被保険者及び徳島市に住民票のある住所地特例者のみに効力を有する。

○ 総合事業の指定権者は徳島市であることから、総合事業に係る事業所指定は徳島市の被保険者及び徳島市に住民票のある住所地特例者のみに適用される。(地域密着型サービスにおける指定と類似の考え方)

徳島市以外の事業対象者にも総合事業のサービスを提供している場合、徳島市への届出だけでは足りない。

○ 徳島市に所在する事業所が、徳島市以外の事業対象者(徳島市に居住する住所地特例者を除く)に対して総合事業によるサービスを提供する場合には、それぞれの市町村から事業所指定を受ける必要がある。(届出・申請方法等については各自治体へお問い合わせください。)

※「みなし指定」(⇒10頁)は、条件を満たす事業所に対して全国の市町村がH27.4.1にそれぞれ指定行為を行ったとみなすものだが、総合事業の新規指定に相当する指定行為のみに係る効果しかない。

○ 総合事業に限ってみれば、同じ総合事業の訪問型(通所型)サービス事業所の指定であっても、サービスを提供する利用者の保険者の数だけ指定が存在することになって、それぞれの指定に対して変更届や指定更新申請を届け出ることが必要となる。



5. 総合事業における事業所指定について

事業所指定基準は現行の介護予防訪問介護、介護予防通所介護と同一

- 厚生労働省令の規定にあった現行の介護予防訪問介護、介護予防通所介護と同一の内容を総合事業のサービスとして規定する。
したがって、事業所の指定基準(人員基準、設備基準、運営基準)は、現行の介護予防訪問介護、介護予防通所介護と同一となる。
- 請求方法も国保連経由であることは変わらず。ただし、請求コードは、総合事業専用のもとなる。
(別途サービスコード提示)

事業所指定については「みなし指定の制度」を活用。既存事業所は新規指定申請不要

- みなし指定とは、H27.3.31現在で有効な指定を持つ指定介護予防訪問介護事業所、指定介護予防通所介護事業所に対し、総合事業における現行の介護予防訪問介護、介護予防通所介護と同一の内容のサービスを提供する事業所として、全国の市町村がH27.4.1に指定したとみなすもの。(医療確保推進法附則第13条)
- これら事業所にあっては指定手続きが済んでいるとされるので、新規の指定申請手続きは不要。

【みなし指定の留意点】

- H27.4.1以降の新規指定介護予防訪問事業所、指定介護予防通所介護事業所には、みなし指定の効力は適用されない。
(これに該当する事業所が総合事業を実施する場合は、総合事業のサービス事業所として徳島市へ新規申請を行う必要がある。)
- みなし指定の有効期間終了前に指定の更新申請が必要
みなし指定は、総合事業サービス事業所としての新規指定の手続きを「手続き済」とみなすもの。
従って、指定の有効期間終了前(平成30年3月31日まで)には徳島市へ更新の手続きが必要。
☆サービスを調整する際に、指定介護予防訪問介護事業所及び指定介護予防通所事業所が「総合事業のサービスが提供できるか」をご確認ください。

総合事業のサービスコード

サービス種類	サービスコード
平成27年4月以前から継続して介護予防訪問介護の指定を受けている事業所(みなし指定を受けている訪問型サービス事業所)	A1
平成27年4月以降に介護予防訪問介護の指定を受けている事業所(徳島市から新規に指定を受ける事業所)	A2
平成27年4月以前から継続して介護予防通所介護の指定を受けている事業所(みなし指定を受けている通所型サービス事業所)	A5
平成27年4月以降に介護予防通所介護の指定を受けている事業所(徳島市から新規に指定を受ける事業所)	A6
介護予防ケアマネジメント	AF

7. 利用者との契約について(事業者)

総合事業によるサービスの提供には「利用者との契約」及び「重要事項説明書の交付・説明・同意」が必要

- 総合事業によるサービス提供にあたっては、「利用者との契約」及び「重要事項説明書の交付・説明・同意」が必要となる。

※現在の介護予防訪問(通所)介護の提供に係る契約は「介護予防訪問(通所)介護の提供」に関する事項のため、総合事業には適用されない。

※1回あたりの単価設定を導入することに伴い、利用料に変更が生じることに留意。

- 事業所における総合事業に係る準備事項であるので、遺漏のない対応をお願いします。

・現在契約中の要支援者(1、2)について、

平成29年3月31日までに変更契約手続が必要。

・今後新たに契約を結ぶ要支援者(1、2)について、

総合事業に対応した、新たな契約書及び重要事項説明書様式での契約が必要。

お手数をおかけしますが、ご協力よろしく申し上げます。
(詳細はお手許の配布資料でご説明します。)



介護予防ケアマネジメント・介護予防支援の委託について

- ・地域包括支援センターと居宅介護支援事業者が契約を締結。
現在、介護予防支援を受託している事業所に後日包括から契約書を送付する予定。
- ・介護予防ケアマネジメントの様式等
⇒従来の予防支援の様式と同じものを使用する。
(介護予防サービス・支援計画表など)

利用者との契約

- ・総合事業によるサービスの提供には利用者との契約が必要
- ・現在は「予防支援」に関する契約であるため、「総合事業のケアマネジメント」には適用されない
- ・そのため、総合事業によるケアマネジメントを行うためには、「総合事業におけるケアマネジメント」に関する契約が**必須**となる
- ・各事業所で利用者と、必ず契約を行ってください(H29.3.31までに！)

徳島市における総合事業への移行について

【移行時期】

平成29年4月1日

⇒ 猶予期間を設けず、一斉に移行する。

平成29年4月1日以降、全ての介護予防訪問介護及び介護予防通所介護は、それぞれ訪問型サービス及び通所型サービスに移行。



平成29年4月以降、総合事業において、現行の介護予防訪問介護又は介護予防通所介護に相当するサービスを提供する。

【移行内容】

みなし指定事業所が実施する**現行の介護予防訪問介護、介護予防通所介護をメインに移行する。**

⇒現在、要支援者でホームヘルプやデイサービスを利用している方は、引き続き同様のサービスを利用可能。
基本的に、今あるサービスをそのまま総合事業へ移行するという考え方。



※ 移行後は、介護事業所の専門職が行う従来のサービスのほか、NPO、ボランティア、介護を必要としない高齢者等多様な担い手による生活援助などの多様なサービスが介護保険制度の中で実施できるようになることから、地域の皆様とともにサービスの開拓に取り組んでいく。

【介護予防・生活支援サービスを受けることができる者】

①要支援認定を受けた者全員(2号保険者も含む)

⇒介護保険被保険者証の要介護状態区分等に

「要支援1」もしくは「要支援2」と印字されている者

②基本チェックリストの記入内容が、事業対象基準に該当した者。

(2号保険者は除く)

⇒介護保険被保険者証の要介護状態区分等に

「事業対象者(予防相当)」または「事業対象者」

と印字されている者

※住所地利例者は、住民登録のある自治体の制度に倣う。

※ 今まで要支援認定を受けていた利用者が、総合事業のみを利用する場合(予防給付の利用なし)でも、要支援認定を受けることは今までどおり可能。

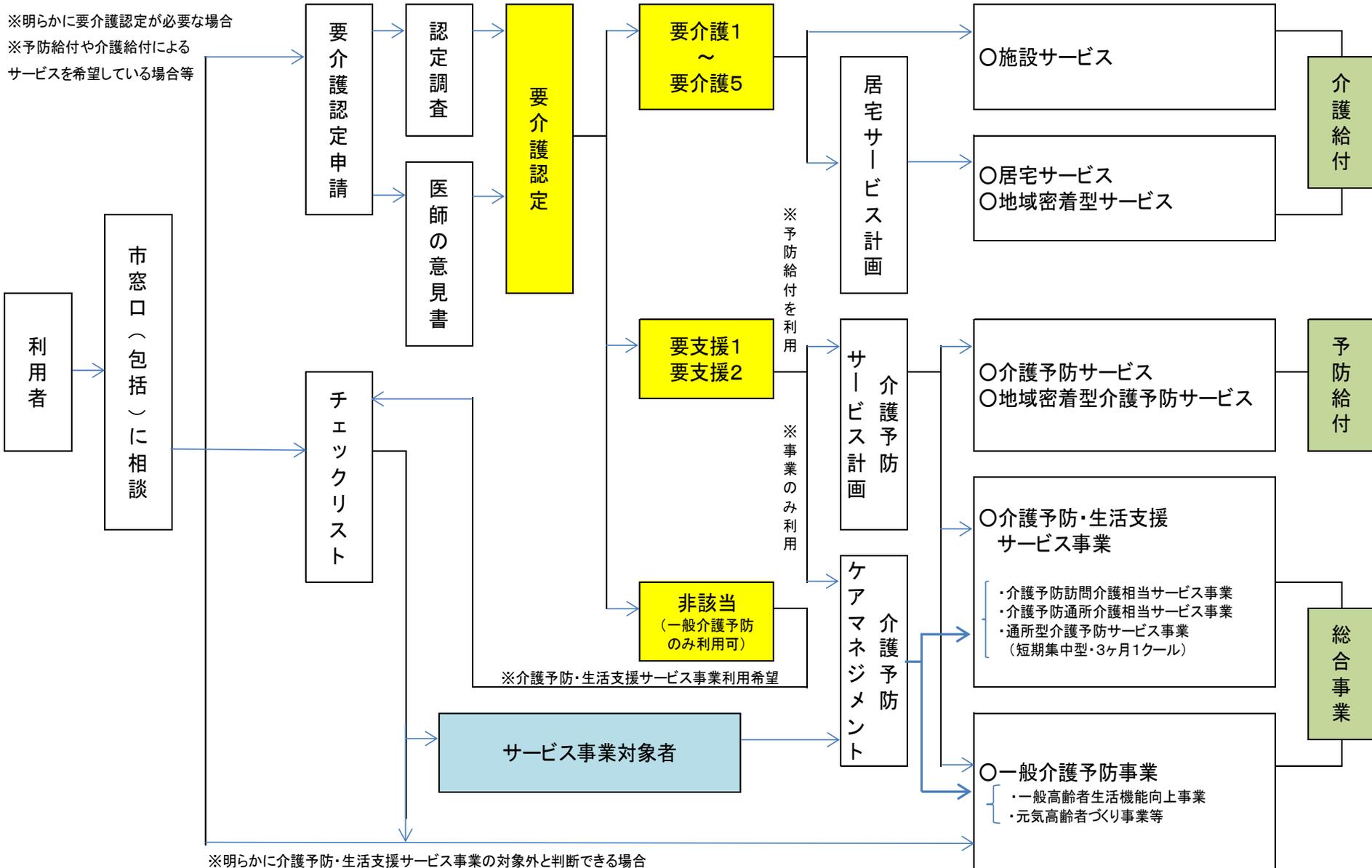
9. 対象者と利用手続き

	(一)	(二)																																																										
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 介護保険被保険者証 </div>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="font-size: small;">要介護状態区分等</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">認定年月日 (事業対象者の場合は「基本チェックリスト実施日」)</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">認定の有効期間</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">区分支給限度基準額</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">1月当たり</td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">(うち種類 支給限度 基準額)</td> <td style="font-size: small;">サービスの種類</td> <td style="font-size: small;">種類支給限度基準額</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">認定審査会の意見及びサービスの種類の指定</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>	要介護状態区分等			認定年月日 (事業対象者の場合は「基本チェックリスト実施日」)			認定の有効期間			区分支給限度基準額	1月当たり		(うち種類 支給限度 基準額)	サービスの種類	種類支給限度基準額													認定審査会の意見及びサービスの種類の指定			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="font-size: small;">給付制限</td> <td style="font-size: small;">内容</td> <td style="font-size: small;">期間</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="font-size: small;">開始年月日 終了年月日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="font-size: small;">終了年月日</td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">居宅介護支援事業者若しくは介護予支援事業者及びその事業所の名称又は包括支援センターの名称</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">届出年月日</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">届出年月日</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">届出年月日</td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">介護保険施設等</td> <td style="font-size: small;">種類</td> <td style="font-size: small;">入所等年月日</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="font-size: small;">名称</td> <td style="font-size: small;">退所等年月日</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="font-size: small;">種</td> <td style="font-size: small;">入所等年月日</td> </tr> </table>	給付制限	内容	期間			開始年月日 終了年月日			終了年月日	居宅介護支援事業者若しくは介護予支援事業者及びその事業所の名称又は包括支援センターの名称	届出年月日			届出年月日			届出年月日		介護保険施設等	種類	入所等年月日		名称	退所等年月日		種	入所等年月日	<div style="border: 2px solid orange; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 【認定年月日欄】 基本チェックリスト実施日 </div>
要介護状態区分等																																																												
認定年月日 (事業対象者の場合は「基本チェックリスト実施日」)																																																												
認定の有効期間																																																												
区分支給限度基準額	1月当たり																																																											
(うち種類 支給限度 基準額)	サービスの種類	種類支給限度基準額																																																										
認定審査会の意見及びサービスの種類の指定																																																												
給付制限	内容	期間																																																										
		開始年月日 終了年月日																																																										
		終了年月日																																																										
居宅介護支援事業者若しくは介護予支援事業者及びその事業所の名称又は包括支援センターの名称	届出年月日																																																											
	届出年月日																																																											
	届出年月日																																																											
介護保険施設等	種類	入所等年月日																																																										
	名称	退所等年月日																																																										
	種	入所等年月日																																																										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="font-size: small;">番号</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">住所</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">フリガナ</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">氏名</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">生年月日</td> <td style="font-size: small;">性別</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">交付年月日</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">保険者番号並びに保険者の名称及び印</td> <td style="text-align: center;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center;">3</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">6</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">2</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">0</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">1</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">2</td> </tr> </table> </td> <td style="width: 50px;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">徳島市</td> <td></td> </tr> </table>	番号			住所			フリガナ			氏名			生年月日	性別		交付年月日			保険者番号並びに保険者の名称及び印	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center;">3</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">6</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">2</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">0</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">1</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">2</td> </tr> </table>	3	6	2	0	1	2			徳島市		<div style="border: 2px solid blue; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 【要介護状態区分等欄】 「事業対象者(予防相当)」または「事業対象者」と表示 </div>																													
番号																																																												
住所																																																												
フリガナ																																																												
氏名																																																												
生年月日	性別																																																											
交付年月日																																																												
保険者番号並びに保険者の名称及び印	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center;">3</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">6</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">2</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">0</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">1</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">2</td> </tr> </table>	3	6	2	0	1	2																																																					
3	6	2	0	1	2																																																							
	徳島市																																																											

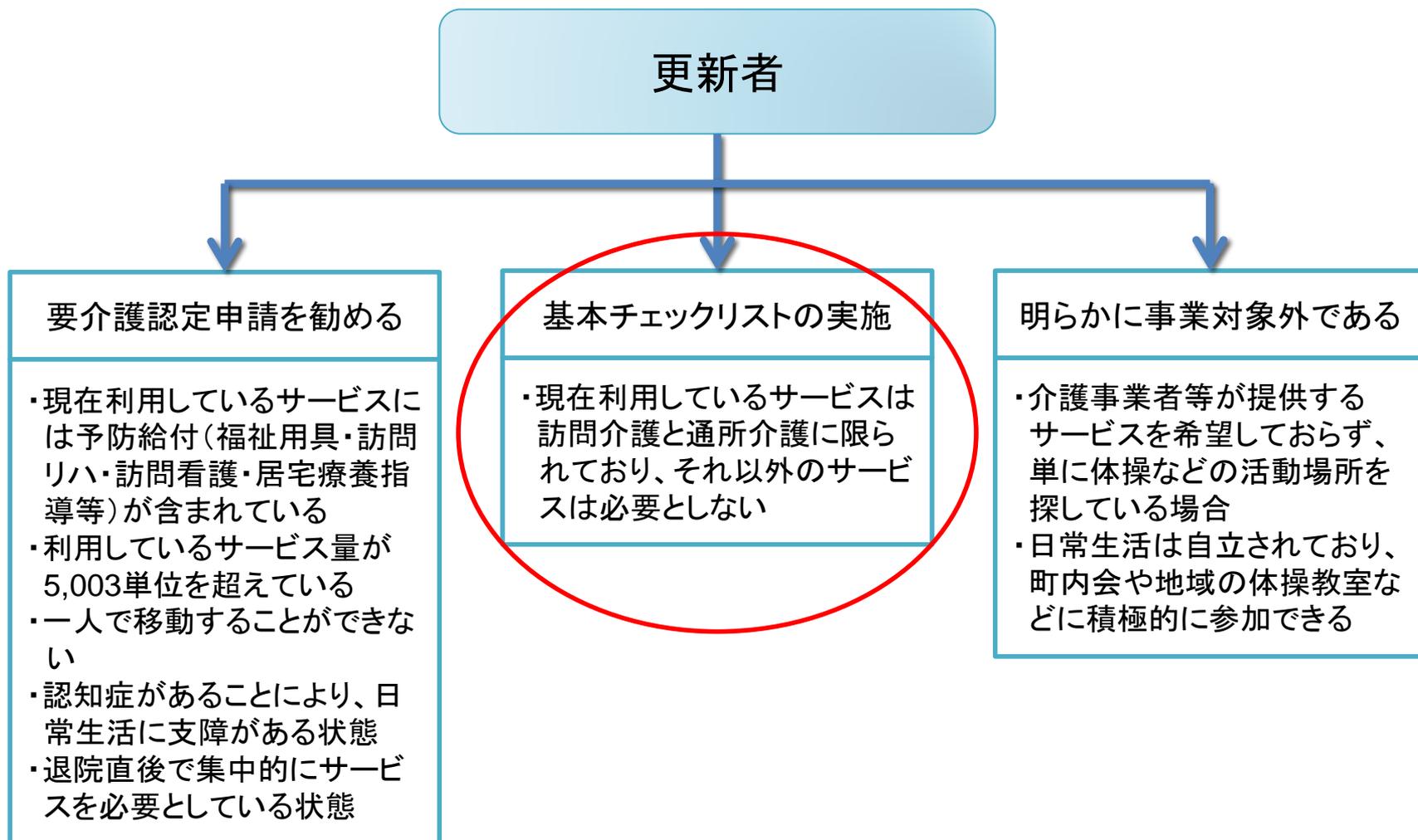
10. 総合事業のサービス利用までの流れ(新規申請者の場合)

※第2号被保険者は要介護認定等申請を行う。(基本チェックリストは不可)

※明らかに要介護認定が必要な場合
 ※予防給付や介護給付による
 サービスを希望している場合等



10. 総合事業のサービス利用までの流れ(認定更新時における振り分けのポイント)



※第2号被保険者は要介護認定等申請を行う。(基本チェックリストは不可)

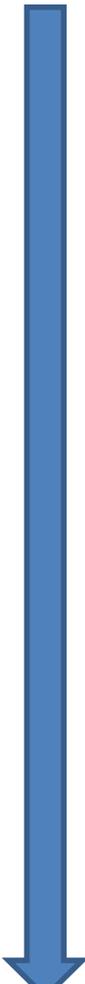
○徳島市における基本チェックリストの取り扱い

- ・基本チェックリストの受付窓口は、
徳島市介護・ながいき課及び地域包括支援センターとする。
- ・基本チェックリストにより事業対象者とされた場合に利用できるサービスは、
原則、次のとおりとする。
- ・基本チェックリストにより事業対象者とされた場合の支給限度額は、要支援1相当とする。

対象者区分	利用できるサービス
要支援(介護)認定を受けている者が、認定更新時期に認定更新を行わず、基本チェックリストを実施した場合 (予防相当の者)	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防訪問介護相当サービス事業 ・介護予防通所介護相当サービス事業 ・通所型介護予防サービス事業(短期集中) ・一般介護予防事業
要介護認定未申請の者(新規)又は要介護認定結果が「非該当」の者が基本チェックリストを実施した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・通所型介護予防サービス事業(短期集中) ・一般介護予防事業

※事業対象者が上記サービスを利用する場合、事前に介護予防ケアマネジメントが必要。

事業対象者決定までの窓口対応の手順

- 
- ① 利用希望者の状況把握
 - ・相談の目的 ・現在の状況 ・認定申請中でないか 等
 - ② 希望するサービスを聞き取り、総合事業の主旨と手続き、利用可能サービスの説明を行う
 - ③ 基本チェックリストの実施
 - ④ 基本チェックリストの判定結果を確認し、本人へ告知する
(非該当の場合は一般介護予防事業を案内し終了)
 - ⑤ 被保険者証を回収し、総合事業利用申込書とケアマネジメント依頼届出書の提出を求める ⇒窓口対応終了
 -
 - ⑥ 受け付けた書類を1日1回、介護・ながいき課へ送付する

事業対象者の有効期間について

○事業対象者の有効期間は2年間とする。

(基本チェックリスト実施日の2年後の月末日まで)



* 新規申請による事業対象者

基本チェックリスト実施日＝事業対象者となった日

* 要支援(介護)からの認定更新による事業対象者

要支援(介護)認定期間の満了日の翌日を

基本チェックリスト実施日とみなす取り扱いとする。

(更新期間以前のチェックリスト実施は受付しない)

「介護予防ケアマネジメント」とは

介護保険法第115条の45第1号二に規定するサービスであり、対象者の依頼を受け、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、対象者の状態等にあった、適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業

○基本的な考え方

- ・ 高齢者が要介護状態になることをできるだけ防ぐ
- ・ 要支援・要介護状態になっても状態がそれ以上に悪化しないようにする

以上の目的のために、高齢者自身が地域において自立した日常生活を送れるように、ケアマネジメントのプロセスに基づき支援するものです。

.....

総合事業の介護予防ケアマネジメントは、対象者のアセスメントを行い、目標を設定し、達成に向け介護予防の取り組みを生活の中に取り入れ、自ら実施、評価できるように支援するものです。

.....

また、自ら地域での活動を継続することにより「心身機能」「活動」「参加」の視点を踏まえた内容となるよう、選択を支援していくことが重要です。

平成29年4月以降の介護予防ケアマネジメント

(1) 類型

※1単位10円

類型	サービス	対象者	プラン料		モニタリング
			開始月	2月目以降	
①ケアマネジメントA	・現行相当サービス (訪問・通所) ・通所型サービス(短期集中)	要支援者 及び 事業対象者	430単位＋ 初回加算 300単位	430単位	3ヶ月ごと
②ケアマネジメントC	一般介護予防事業等		270単位	なし	なし

(2) 考え方

①ケアマネジメントA

現行相当サービス及び短期集中サービス(通所型C)を利用する場合。
実施方法は、介護予防支援と同様。

②ケアマネジメントC

本人とともに生活の目標を設定し、セルフマネジメントでの「社会参加による介護予防」につなげ、一般介護予防事業又は一般高齢者生活機能向上事業を利用した場合。(初回のみ算定)

※第2号被保険者はケアマネジメントCの対象となることはない。

介護予防ケアマネジメントの利用手続き

- 利用に際しては、重要事項を文書で説明し、利用者の同意を得ておく。(契約の締結)
- ケアマネジメントは、包括または委託先の居宅介護支援事業所において実施する。

.....

- ① アセスメント(課題分析)
- ② ケアプラン原案作成
 - ・目標の設定
 - ・利用するサービス内容の選択
- ③ サービス担当者会議の開催(ケアマネジメントAのみ実施)
- ④ 利用者への説明・同意
- ⑤ ケアプラン確定・ケアマネジメント結果の交付
- ⑥ サービス利用開始

.....

- ⑦ モニタリング(給付管理)
- ⑧ 評価

○利用者負担割合・給付制限について

・利用者負担割合

介護給付、予防給付と同じ原則1割。

ただし、一定以上所得者は2割。

介護給付の利用者負担割合と同じ基準で定める。

・給付制限 下記のとおり

	利用するサービス	
	予防給付	総合事業
要支援者	給付制限あり	給付制限なし
事業対象者	—	給付制限なし

総合事業の利用者の給付制限(3割負担)について、平成29年4月当初は実施する予定はありません。ただし、滞納が続いている対象者については、申請時や被保険者証の交付前に必ず納付(滞納)相談を行います。

○支給限度額・認定期間

旧来の介護予防訪問(通所)介護サービスを利用する場合のみ、給付管理を行う。

介護保険被保険者証に記載されている要介護状態等区分	支給限度額	認定期間
事業対象者 (予防相当)	5,003単位(新設)	24カ月
要支援1	5,003単位 (現行どおり変わりなし)	更新の場合、最大24カ月(予定) 新規・区変は現行どおり
要支援2	10,473単位 (現行どおり変わりなし)	更新の場合、最大24カ月(予定) 新規・区変は現行どおり

国保連合会への請求

○予防給付と総合事業の請求書の記載 (訪問系・通所系・ケアマネジメント)

種別	予防給付		総合事業	
	様式	対象サービス種類	様式番号	対象サービス種類
請求書	様式第一 (介護給付費請求書)	介護予防訪問介護(61) 介護予防通所介護(65) 介護予防支援費(46)	様式第一の二 (介護予防・日常生活支援総合事業費請求書)	訪問型サービス(A1～A4) 通所型サービス(A5～A8) その他生活支援サービス(A9～AE) 介護予防ケアマネジメント費(AF)
明細書 (サービス)	様式第二の二 (介護予防サービス・地域密着型介護予防サービス介護給付費明細書)	介護予防訪問介護(61) 介護予防通所介護(65) その他対象サービス(省略)	様式第二の三 (介護予防・日常生活支援総合事業費明細書)	訪問型サービス(A1～A4) 通所型サービス(A5～A8) その他生活支援サービス(A9～AE)
明細書 (ケアマネジメント)	様式第七の二 (介護予防支援費明細書)	介護予防支援費(46)	様式第七の三 (介護予防ケアマネジメント費明細書)	介護予防ケアマネジメント費(AF)

(ポイント) 請求書、明細書はそれぞれ(予防・事業)に応じた様式にて作成する。

○予防給付と総合事業の給付管理票の記載

種別	予防給付・総合事業共通	
様式	様式	記載方法
給付管理票	様式十一 (給付管理票)	「予防給付のみ」、「総合事業のみ」、「予防+事業」のいずれの場合であっても、限度額管理対象サービスについては、給付管理票は1枚にすべてを記載すること。 ※従来からの月途中変更時「要介護⇔要支援」における「介護サービス」と「介護予防サービス」混在型の整理と同様。

(ポイント) 給付管理票は内容に関わらず1件で作成する。

介護予防ケアマネジメント費を請求

介護予防支援費と介護予防ケアマネジメント費

種類	要支援者			事業対象者
	給付	給付+事業	事業	事業
介護予防支援費(46)	○※1	○※1	—	—
介護予防ケアマネジメント費(AF)	—	—	○※2	○※3

※1 要支援者が予防給付を利用した場合は、総合事業利用の有無に関わらず、「介護予防支援費」を国保連に請求する。

※2 要支援者が総合事業のみを利用した場合は、地域包括支援センターは市町村に介護予防ケアマネジメント費を請求する。ただし、市町村が国保連にAFの審査支払を委託している場合は、地域包括支援センターは国保連にAFを請求する。

※3 事業対象者が総合事業を利用した場合は、地域包括支援センターは市町村に介護予防ケアマネジメント費を請求する。

(1) 総合事業サービスを利用する場合の給付管理票及び介護予防支援費／介護予防ケアマネジメント費の作成

No.	利用者 要支援者	介護予防給付 管理 対象			利用サービス			給付管理票 の提出	給付管理票に記載するサービス	介護予防支援費/ 介護予防ケアマネジメント費
		介護予防管理 対象	生活支援 管理 対象	総合事業 管理 対象	介護予防サービス	生活支援サービス	総合事業サービス			
1	要支援者	○	-	-	-	-	要	介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスのうち 介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービス(*1)	介護予防支援費	
2							要	介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスのうち 介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービス(*1)	介護予防支援費	
3		○	-	○	-	-	要	介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスのうち 介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービス(*1) 総合事業サービスのうち限度額管理対象サービス(*2)	介護予防支援費	
4						○	要	介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスのうち 介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービス(*1)	介護予防支援費	
5		○	○	○	-	-	要	介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスのうち 介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービス(*1) 総合事業サービスのうち限度額管理対象サービス(*2)	介護予防支援費	
6		○	○	○	-	-	要	介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスのうち 介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービス(*1)	介護予防支援費	
7		○	-	○	○	-	要	介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスのうち 介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービス(*1) 総合事業サービスのうち限度額管理対象サービス(*2)	介護予防支援費	
8		○	○	○	○	○	要	介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスのうち 介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービス(*1) 総合事業サービスのうち限度額管理対象サービス(*2)	介護予防支援費	
9		-	○	-	-	-	不要	-	介護予防ケアマネジメント費(*4) (保険者へ請求(*4)) (例外的に国保連への委託も可能)	
10		-	○	○	-	-	要	総合事業サービスのうち限度額管理対象サービス(*2)	介護予防ケアマネジメント費 (保険者へ請求(*4)) (例外的に国保連への委託も可能)	
11		-	○	-	○	-	不要	-	介護予防ケアマネジメント費 (保険者へ請求(*4)) (例外的に国保連への委託も可能)	
12		-	○	○	○	-	要	総合事業サービスのうち限度額管理対象サービス(*2)	介護予防ケアマネジメント費 (保険者へ請求(*4)) (例外的に国保連への委託も可能)	
13		-	-	○	○	-	要	総合事業サービスのうち限度額管理対象サービス(*2)	介護予防ケアマネジメント費 (保険者へ請求(*4)) (例外的に国保連への委託も可能)	
14		-	-	○	○	○	要	総合事業サービスのうち限度額管理対象サービス(*2)	介護予防ケアマネジメント費 (保険者へ請求(*4)) (例外的に国保連への委託も可能)	
15		-	-	○	-	-	不要	-	介護予防ケアマネジメント費 (保険者へ請求(*4)) (例外的に国保連への委託も可能)	
16		-	-	-	-	-	不要	-	介護予防ケアマネジメント費 (保険者へ請求(*4)) (例外的に国保連への委託も可能)	
17	事業対象者	-	-	○	-	-	要	総合事業サービスのうち限度額管理対象サービス(*2)	介護予防ケアマネジメント費 (保険者へ請求(*4))	
18		-	-	○	-	-	不要	-	介護予防ケアマネジメント費 (保険者へ請求(*4))	
19		-	-	○	○	-	要	総合事業サービスのうち限度額管理対象サービス(*2)	介護予防ケアマネジメント費 (保険者へ請求(*4))	
20		-	-	-	-	-	不要	-	介護予防ケアマネジメント費 (保険者へ請求(*4))	

(*1) 予防訪問介護
介護予防訪問介護
介護予防訪問看護
介護予防訪問リハビリテーション
介護予防通所介護
介護予防通所介護
介護予防通所介護
介護予防通所介護
介護予防認知症対応型共同生活介護
介護予防小規模多機能型居宅介護
介護予防短期入所生活介護(介護保険施設)
介護予防認知症対応型共同生活介護(介護保険施設等)
介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用型)
介護予防小規模多機能型居宅介護(短期利用型)

(*2) 訪問型サービス(みなし)
訪問型サービス(独自)
訪問型サービス(定率)
訪問型サービス(独自/定額)
通所型サービス(みなし)
通所型サービス(独自)
通所型サービス(定率)
通所型サービス(独自/定額)

(*3) 訪問看護管理対象(対象外サービスは市町村が決定して国保連に連絡する)

(*4) 住所地利所適用後保険者の介護予防ケアマネジメント費は施設所在市町村へ請求

(*5) 介護予防ケアマネジメントは実施しておらず、居宅療養管理指導のみ利用されている場合を除く

請求先の早見表

利用者	利用サービス	給付管理票	介護予防支援費	介護予防ケアマネジメント費
要支援者	予防給付のみ 予防給付+総合事業 総合事業のみ	国保連合会	国保連合会	なし なし 国保連合会
事業対象者	総合事業のみ	国保連合会	なし	地域包括支援センターが所在する市町村(住所地利所も含む)

その月の実績から、利用サービスに応じて給付管理票の内容を変更していただく必要があります。

まとめ

- ・ 総合事業移行(H29.4.1)までに、各事業所へお願いすること

1 契約書及び重要事項説明書の見直し(文言の確認、修正)

- ・ サービス内容、対象者の確認をお願いします

2 利用者との契約(総合事業の利用に関する契約の締結)

- ・ 徳島市が総合事業に移行するH29.4.1までに契約の締結をお願いします

3 請求事務の見直し(請求コードの確認)

- ・ 別添のコード表を御確認いただき、平成29年4月以降は、総合事業のコード(A1,A2,A5,A6,AF)で請求事務を行ってください
- ・ 合わせて、給付管理票も対応が必要と思われます

ご清聴ありがとうございました。



本日お示した内容は現在検討中の案であり、
今後変更の可能性があります。

徳島市HPに随時最新の資料を掲載しますので、御確認ください。

[トップページ](#) > [健康・福祉](#) > [介護](#) > [徳島市介護予防・日常生活支援総合事業](#)

